



2019年9月17日

各位

上場会社名株式会社シーイーシー
代表者 代表取締役社長 田原 富士夫
(コード番号 9692)
問合せ先責任者 経理部長 筒井 伸二
(TEL. 046-252-4111)

特別調査委員会の設置及び2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出についてのお知らせ

今般、当社において不適切な取引行為に関する疑義が発生し、その事実関係を解明するため、当社は、本日、以下のとおり、特別調査委員会を設置することを決定しました。また、監査人において四半期レビュー手続の追加的な手続を講じることが必要となりました。

これらにより、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに下記の四半期報告書を提出できないこととなりましたので、本日、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の設置について

(1) 特別調査委員会設置の目的

当社の2020年1月期第2四半期報告書に係る四半期レビュー手続において、当社の会計監査人であるPwCあまた有限責任監査法人より、当社の2019年7月末時点の売掛金の一部530,698千円(※)の実在性に疑義があるとの指摘を受けました。

その内容は、当該売掛金について滞留が長期になったこと、2019年7月末時点の債務認識の確認が取れないこと、および回収プロセスにおいて2019年9月5日に因果関係や経緯が不明瞭である会社より当該売掛金相当額の入金があったことでした。

かかる監査人の指摘を受けて、当社としても、当該取引が疑義のある取引であるか、深度ある調査が必要と判断したため、特別調査委員会を設置することといたしました。

※取引形態は仕入販売であり、当該取引は2019年1月末までに粗利相当額5,009千円を純額で売上高に計上しております。

(2) 特別調査委員会の構成

委員長 谷口 勝則 (公認会計士 当社社外監査役)
副委員長 仲谷 栄一郎 (弁護士 当社社外監査役)
委員 白井 真 (弁護士 光和総合法律事務所)
委員 河江 健史 (公認会計士 河江健史会計事務所)

(3) 調査の目的

- ・本件に関する事実関係(類似事象の存否を含む。)の調査
- ・本件による連結財務諸表への影響額の確定
- ・本件が生じた要因の究明
- ・その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

2. 2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長について

(1) 対象となる四半期報告書

2020年1月期第2四半期報告書

(2) 延長前の提出期限

2019年9月17日

(3) 延長が承認された場合の提出期限

2019年10月17日

(4) 提出期限の延長を必要とする理由

上記1.(1)に記載のとおり、PwC あらた有限責任監査法人の指摘を受け、特別調査委員会の設置による調査および当該監査法人による追加的な監査手続きが必要となり、法定の提出期限までに四半期報告書を提出することが出来ないこととなったため、上記のとおり、2020年1月期第2四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

3. 今後の見通し

当社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力し、その調査報告書を受領後、速やかにお知らせいたします。現時点では、2019年10月7日頃を目途に調査報告を受ける見込みです。

また、今回の2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

なお、調査の結果によっては、2019年9月10日付公表済の2020年1月期第2四半期に係る四半期決算短信を含む過去に公表した決算短信等を訂正する可能性があります。

株主・投資家をはじめ皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上